

岩国市立錦中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

目 次

はじめに

I いじめ防止等に係る基本的な考え方について

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

- (1) 市・各関係機関・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ防止のために学校が果たすべき役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 「いじめ対策組織」の設置
- (3) 校内体制づくりと校内研修の推進
- (4) 豊かな心を育む教育の推進
- (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

II いじめ防止等に向けた具体的な取組

1 未然防止(いじめの予防)

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) 教育活動全体を通じた取組
- (3) 「いじめ対策委員会」による組織的な取組
- (4) 家庭・地域・関係機関との連携

2 早期発見(把握しにくいいじめの発見)

- (1) 早期発見のための体制づくり
- (2) 早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域・関係機関との連携

3 早期対応(現に起こっているいじめへの対応)

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) いじめを認知した場合(疑われる場合も含む)の役割分担と対応
- (3) 対応する上での留意点
- (4) インターネット上のいじめ(ネットいじめ)への対応
- (5) 教育相談のあり方
- (6) 家庭・地域・関係機関との連携
- (7) いじめの解消について

4 重大事態への対応(生命・身体・財産に重大な被害が生じたいじめへの対応)

- (1) 重大事態の判断
- (2) 重大事態への対応
- (3) 調査委員会の設置
- (4) 自殺等の背景調査
- (5) 再調査について
- (6) 留意すべき事項

はじめに

「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」本校においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識のうえ、その防止と対策に全力で取り組んできたところである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校では、生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「錦中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

本方針は、「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を参酌したうえで「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめ根絶に向けた対策等について、県及び市と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる・広まる・深まる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

I いじめ防止等に係る基本的な考え方について

1 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

（2）いじめの構造、特徴

① いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持つことが重要である。

- ・ いじめる生徒といじめられる生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験していくことがよくある。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく、ていねいに対応することが重要である。

② いじめは「四層構造」になっている。

- いじめを受けている者（被害者）
- いじめを行っている者（加害者）
- いじめを周りではやし立てている者（観衆）
- いじめを見て見ぬふりをしている者（傍観者）

※ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。

(3) 重大事態

① 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速かつ的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・各関係機関・学校・家庭・地域・総がかりの取組の推進

- ① いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- ② 安心、安全な社会づくりに寄与するためにも、市・各関係機関・学校・家庭・地域が総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

いじめは、「ぜったいに許されない・許さない」「どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- 未然防止：いじめの予防
- 早期発見：把握しにくいいじめへの対応
- 早期対応：現に起こっているいじめへの対応
- 重大事態への対応：生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応

(3) 学校における基本姿勢

- ① いじめは、「未然防止」の取組がきわめて重要であり、道徳教育や人権教育、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- ② 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- ③ いったん、いじめであると認知された場合は、学校いじめ対策組織が情報共有し、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消されるまで粘り強く対応する。

3 いじめ防止のために学校が果たすべき役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ・ いじめ防止の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、本校いじめ防止基本方針を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図る。

(2) 「いじめ対策組織」の設置

- ・ 名称：錦中学校いじめ対策委員会
- ・ 役割：いじめの相談窓口、いじめに関する情報の収集と記録
- ・ 構成：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談、担任、部活動顧問
(必要に応じて、外部専門機関の参加を仰ぐ)
- ・ 設置場所：錦中学校校長室
- ・ 設置回数：学期に1回(必要に応じて随時)

(3) 校内体制づくりと校内研修の推進

- ① いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質の向上に向けた研修を行う。
- ② 生徒指導主任を中心とした校内体制を構築し、相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関と連携した取組等の支援体制を充実させる。
- ③ インターネットやスマホ等を利用したいじめ(ネットいじめ)に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年サポーター、所轄警察署など関係機関の指導・助言、相談等を得ることができるような体制づくりを行う。
- ④ 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することができる体制づくりを行う。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

① 学校教育活動全体を通した道徳教育の充実

道徳の時間を中心に教育活動全体を通していじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、道徳教育の充実を図る中で思いやりの心、他人の心の痛みの分かる生徒の育成を行っていく。道徳教育を行う上で留意したいことは体験的な活動を重視し、単なる理解に終わることなく、実践的な態度を身に付けさせていきたい。いじめを許さず、正しい意見や行動を支え合う雰囲気や学級、学校全体に行き渡らせるために、実践的な態度、実践力をもった生徒を育成することは極めて重要である。

② 規範意識の醸成に向けた取組

いじめが起こる要因の一つに学級あるいは学校の規範意識の欠如が考えられる。いじめを未然に防ぐためにも生徒の規範意識を醸成することはきわめて重要である。そのため、「学校の決まり」「学級の決まり」について、各学年の発達段階に応じて重点的かつ具体的な取組を行っていく。本校には校訓として、「自主」「協調」「礼節」を伝統として掲げ、「自ら学び、活動する生徒」「自他を敬愛する生徒」「礼儀正しく、規律ある生徒」という生徒像を目標としている。これらの徹底を図り、充実させていく中で思いやりの心等を育てていきたい。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

① 学級担任が生徒と向き合い、ふれ合うことができる時間の確保

教員が生徒の状況を可能な限り見取ることができるように、業務改善を図る。そのために、各分掌文書の一括管理や提案文書・連絡事項等をデータ化する。また、会議の効率化や削減を推進し、事務の共同実施を活用して学年事務の軽減を図る。

② 多様な専門家や関係機関との連携の推進

SC や SSW 等の心理や福祉に関する連携はもとより、青少年課、児童相談所、医療機関、市子ども支援課、警察、地方法務局等の人権擁護機関等の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等の取組の充実を図る。

③ 校種間連携の促進

いじめ対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。具体的には、錦・美川地区生徒指導推進協議会、錦・美川地区小中合同研修や錦・美川地区校長会等の機会を通じて、錦清流小・宇佐川小との連携（小学校時代のいじめや人間関係の状況の把握）、岩国高等学校広瀬分校等（いじめ等の確実な引継ぎ）との連携に努める。

Ⅱ いじめ防止等に向けた具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

① 教職員の資質能力の向上

- ・ いじめ問題に関する校内研修を積極的に実施する。校内研修を実施するにあたっては、実際に起きた事例をもとに臨場感のある研修を行う。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、豊かな人権感覚をもつことによって、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないようにする。

② 教育支援委員会の充実

- ・ 各学年の配慮を要する生徒についての対応の仕方等の共通理解を図るとともに、いじめの有無について協議する。また、その対応については、全校体制で臨む。

③ 教育相談体制の充実

- ・ 教育相談担当教諭を中心に管理職、養護教諭を含めた全教職員があたる。また、スクールカウンセラーを定期的に招いて配慮を要する生徒の心理状況や改善策を協議する。

④ 生徒の行動観察

- ・ 授業中はもちろんのこと、給食時、昼休み中、清掃活動、放課後など、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、その様子を観察するとともに、保護者との連携を図り、信頼関係を構築する。

⑤ 生徒の心の理解

- ・ 生活記録（日記）、いじめアンケート調査、学習ノート等を通して、生徒たちの心

の状態を把握する。また、教職員での情報共有に努める。

⑥ 家庭・地域社会との連携

- ・ 錦中の学校だよりを毎月2回発行、またHP等によって、学校の様子、子どもたちの様子を家庭や地域に発信し、学校、家庭、地域が一体となった学校運営を行う。

(2) 教育活動全体を通した取組

- ① 生徒の自治的な生徒会活動、学級活動等を通して他者の考えを尊重しながら、自分の考えを発信し合える支持的風土の醸成をめざす。
- ② 様々な体験活動を通して、生徒が魅力を感じ、楽しい学校になるように思いやりの心や協調性、忍耐力などを身に付けさせるとともに、集団の中での絆づくりや居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 「分かる・できる」授業を目指す。学校生活の大半は授業であることから、子どもたちの「分かる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できるような授業を行うことが何より大切である。また、学習形態の工夫により子どもたちの考えや意見を授業の中で大切に扱い、個々の考えや思いを生かすことによって、子どもたちに自己有用感を感じさせていきたい。
- ・ 総合的な学習の時間においては、グループを活かした調べ学習を行う中で、自分の存在感を自覚させるような指導を展開していく。

イ 道徳

- ・ 命の大切さを感じさせる題材を取り扱い、「自分の命も他人の命もかけがえのないものであり大切にしていかなければならない」ということを感じさせる指導をめざす。
- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や実践的な態度を育てる。頭の中で「いじめは悪い」ということは分かっている、傍観者になってしまうことが多い。道徳の授業の中で、体験的な学習を多く取り入れていくことによって、道徳的实践力、実行力を養っていききたい。いじめを見たときに、傍観者にならず、止める勇気をもつこと、止めることはできなくても誰かに相談することができる生徒を育てる。
- ・ 学校や学級の実態に応じた題材を取り扱い、「いじめ」問題を考えさせる。

ウ 特別活動等

- ・ 様々な行事を通して、生徒に主体性や協調性、創造性や忍耐力を身に付けさせ、みんなと協力して何かを成し遂げることの楽しさや達成感を味わわせることによって、仲間の意見を大切にすることのすばらしさを体感させる。
- ・ 行事を行う中で、「自分もみんなの役に立っているのだ」という自己有用感や「自分はみんなから大切にされているのだ」という自尊感情を醸成していく。
- ・ 生徒会執行部に対して、次年度の学校経営概要を早期に示し、学校の教育目標や校訓に沿った生徒会チャレンジ目標を立てさせる。その上で生徒総会や委員会活動の中で、いじめの防止や根絶に向けての対策を進めさせる。

エ 外部人材を招いての人権教育

- ・ 幼児との触れ合い体験学習のプログラムの中で、助産師さんを招いての命の授業（自分を産んでくれた両親に感謝の気持ちや命を大切にする授業）を実施する。
- ・ 毎年全校生徒を対象に人権教育講座を実施する。

オ ボランティア活動

- ・ 特別養護老人ホームでのお年寄りとのふれあい学習等を実施する。

カ その他

- ・ 全校集会等における校長及び教職員による講話（命の大切さ・いじめの撲滅等）を行う。

(3) 「いじめ対策委員会」による組織的な取組

- ① 各学期に1回の定例の「いじめ対策会議」および、実態に応じて臨時の委員会を開催し、SC やケースによってはSSW 等も交えて、気になる生徒の状況について情報を共有している。また、対応策については、担任だけでなく、校長、教頭、養護教諭も含め全校で組織的に対応していく体制が構築されている。
- ② いじめにかかわらず、様々な問題行動に対して緊急性がある場合は、すぐに臨時会議を開き、素早い対応ができるようにしている。必要があれば、SC、市教委青少年課、児童相談所等の関係機関との連携を行う体制が整っている。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① いじめ問題については、学校だけでは十分把握できない部分があることから、家庭や地域との連携のもとに協働して解決を図るようにする。そのためにも、地域協育ネット、学校運営協議会を活用して、主任児童委員や民生委員への情報提供や情報収集を行う。
- ② 家庭や地域からいじめに関する情報が寄せられた時は、誠意ある迅速な対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ いじめの問題に対する学校としての姿勢をPTA総会や役員会、学年懇談会、学校だより等、機会あるごとに示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことができるようにする。

イ 地域社会との連携

- ・ 学校の様子や子どもたちの様子を学年だより（月2回発行）や学級だより、ホームページ等で家庭・地域に発信する。
- ・ PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット等の関係団体とともに、いじめの問題の認知と解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 日頃から市教委青少年課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見(把握しにくいいじめの発見)

(1) 早期発見のための体制づくり

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して見取りや指導を行う。

- ① 学級担任だけでなく、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、特別支援教育支援員、非常勤講師、SC 等との連携を密にする。
- ② 管理職、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭、事務職員等、全ての教職員がかかわる連携体制を確立して日頃から生徒たちのきめの細かい行動観察を行う。
- ③ 学校評価、授業評価、生活アンケート、生活日記、保護者へのいじめアンケート等により、生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。生活アンケートについては、いじめを感じさせる内容があればすぐに対応する。また、5年間はアンケートを全て保管する。

(2) 早期発見に向けた具体的な取組

- ① 生徒や保護者、地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」と言った、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- ② 生徒との信頼関係に基づき、絆や繋がりを深める「心の教育」を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 教員の業務の見直しを行い、できるだけ生徒とふれ合う時間を増やす。
 - ・ 日頃の行動観察や生活ノートの点検、生活アンケートを実施し、生徒の内面の変化を把握する。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素より、生徒に寄り添い、どんな小さなことでも相談しやすい許容的な環境作りに努めるとともに、気軽に声をかけをするようにする。
 - ・ 毎週1回の生活アンケート（いじめに関するアンケート）を行い、個別の教育相談を行う。教育相談室は、他の生徒のことを気にすることなく落ち着いた雰囲気の中で相談できるよう留意する。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるようにするとともに、相談があった場合には誠意をもって丁寧に対応する。
 - ・ 学校評価書の項目の達成状況を把握するために保護者アンケートを実施し、保護者の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ② 保護者へのいじめアンケートを年1回実施し、生徒へのアンケートだけではつかめない情報の把握に活用する。

3 早期対応(現に起こっているいじめへの対応)

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- ① 誠実・迅速かつ組織的な対応を行う。
- ② いじめ対策組織に SC や SSW 等の専門家を加え、早期解決に資する取組を実効的に行う。
- ③ 必要に応じて、市教委青少年課、児童相談所、警察等の外部専門家の活用を行う。
- ④ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことがないよう、全校体制でいじめの解消、根絶に向けた取組を推進する。

(2) いじめを認知した場合(疑われる場合も含む)の役割分担と対応

① 事実関係の確認

- ・ いじめの疑いがあった（或いは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り調査等により、状況等の詳細を確認し、記録する。

② 「いじめ対策委員会」の開催

- ・ 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことがないように注意し、把握した事実を基に、「いじめ対策委員会」を開き協議し、対応策について共通理解する。

③ いじめられている生徒への対応

- ・ 信頼関係にある教職員が担当し、「絶対にいじめから守る」ことを約束する。

④ いじめている生徒への対応

- ・ 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。対応に当たっては、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で当たる。

⑤ 周囲の生徒（観衆・傍観者）への対応

- ・ 学年等の枠を越えて、複数の教職員が担当する。

⑥ いじめられている生徒の保護者への対応

- ・ 学級担任が主に担当するが、必要に応じて管理職が誠意をもって対応する。対応に当たっては、いじめの事実を隠すことなく伝え謝罪する。解消に向けての具体的な今後の取組について説明する。

⑦ いじめている生徒の保護者への対応

- ・ 学級担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。対応に当たっては、いじめの事実を伝え、いじめは絶対に許されない行為であること、今後いじめの解消に向けて協力して取り組んで行くことを約束してもらう。

⑧ 必要に応じて、PTA等への働きかけを行う。

- ・ 校長、教頭である。

⑨ 市教委青少年課、関係機関との連携

- ・ 校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(3) 対応する上での留意点

① いじめられている生徒への対応

- ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え、守ることを約束する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で自信を回復させ、精神を安定させていく。

② いじめている生徒への指導

- ・ 自分の行為（いじめ）によって、相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させるよう促す。
- ・ いじめは、いじめられた生徒だけでなく、いじめられた生徒の保護者やいじめた生徒の保護者にも苦痛を与えたことを理解させる。
- ・ 「いじめは絶対に許さない」ということを毅然とした態度で伝え、今後は絶対に行わないことを約束させる。

③ 周りの生徒（観衆・傍観者）への指導

ア いじめをはやし立てている生徒（観衆）への指導

- ・ いじめを行っている生徒と同様の行為であることを強く認識させる。

イ いじめを見て見ぬふりをしている生徒（傍観者）への指導

- ・ いじめをみたら、勇気をもって止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。
- ・ いじめを報告してきた生徒には、その勇気と正義感を讃えるようにする。また、秘密を厳守することを約束する。

④ いじめのアフターケア

- ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になくなるまで十分注意しておく。
- ・ 関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていく。

(4) インターネット上のいじめ(ネットいじめ)への対応

- ① パソコンや携帯電話（スマホ等）を利用したインターネット上でのいじめ（ネットいじめ）についての研修会を全教職員対象、生徒保護者対象として行う。
- ② ネットいじめが発覚した場合は、専門家を加えて速やかに対応する。

(5) 教育相談のあり方

- ① いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等において、教育相談はきわめて重要であるとの認識のもとに、教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行っていく。
- ② いじめている生徒がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的、心理的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者への個別支援について、積極的な活用を図る。

ア いじめられている生徒に対して

- ・ 精神的なつらさや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。

イ いじめている生徒に対しては

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。
- ・ いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

① 学校と家庭との連携

- ・ より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。特に、いじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用する。
- ・ 解決のために、「学校で行うこと」「家庭で行うこと」をはっきりさせ、協力を求める。

② 学校と地域との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、学校運営協議会及び地域からの積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

③ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、市教委青少年課や教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
- ・ 平素より、市教委青少年課、児童相談所、所轄警察署等と連携をとり、必要に応じて協働して対応する。

(7) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられている生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。

② いじめられている生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられている生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・ いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている生徒を守り通し、その安心・安全を確保する。
- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るため、いじめられていた生徒、いじめていた生徒を日常的に継続して注意深く観察する。

4 重大事態への対応(生命・身体・財産に重大な被害が生じたいじめへの対応)

(1) 重大事態の判断

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、以下のことが考えられる。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
- ② 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、一定期間、連続して欠席している場合は、目安にかかわらず、迅速に調査を行う。
- ③ 生徒や保護者からいじめで重大事態に陥ったという申し立てがあったときには、「いじめの結果ではない」或いは「重大事態とは言えない」を考えられるときでも、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

- ② いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すために、保護者と十分に連携を図り、必要があれば生徒への弾力的な対応を検討する。
- ③ いじめられている生徒を守るため、毅然とした厳しい対応を行う。
- ④ 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い対応していく。
- ⑤ 関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- ① 重大事態であると判断したときには、市教育委員会の指示のもとに直ちに調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査委員会には、県教委が委嘱しているF R（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として調査を行う。
- ③ 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に繋げる。
- ④ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺等の背景調査

- ① 生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- ② 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- ③ 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会を設置する。その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士等）を構成員として調査等を行う。

(5) 再調査について

再調査は首長部局が行うが、学校としては様々な側面から協力する。

(6) 留意すべき事項

- ① 専門家等による調査委員会への資料提供は積極的に行う。
- ② アンケート調査や生徒への聴き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- ③ 生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

